

指定管理料の上限額(定員10名)

区分	内訳	単価	人数	月数	金額	備考
事務費	一般事務費(2歳未満)	828,880	10	12	99,465,600	定員~10人の保護単価
	一般事務費(2歳児)	648,750	0	12	0	
	一般事務費(3歳以上)	549,700	0	12	0	
	心理担当職員加算	47,520	10	12	5,702,400	常勤
	小規模グループケア加算	58,910	10	12	7,069,200	
	小規模グループケア加算2	58,910	10	12	7,069,200	
	指導員特別加算	9,380	10	12	1,125,600	
	施設機能強化推進費	750,000			750,000	5月に認定
	入所児童処遇特別加算	1,016,000			1,016,000	3月に認定
	民間施設給与等改善費	251,537	10	12	30,184,440	職員1人当たりの平均勤続年数による
	小計				152,382,440	
事業費	一般生活費(3歳未満児)	58,320	10	12	6,998,400	
	一般生活費(3歳以上児)	50,540	0	12	0	
	被虐待児受入加算	26,100	5	12	1,566,000	H30実績最大
	児童用採暖費 4級地	6,030	10	6	361,800	10月~3月
	期末一時扶助費	5,350	10	1	53,500	12月のみ
	一時保護関係				4,068,730	直近3年平均
	第三者評価受審費加算					3年に1回(R1実施予定)
	小計				13,048,430	
合計				165,430,870	指定管理料	

※平成31年2月27日厚生労働省発子0227第2号「「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部改正について」厚生労働事務次官通知による単価で計算。

※条件等は厚生労働省ホームページをご覧ください。

※措置費=指定管理料